



東洋町議会だより

発行 高知県東洋町議会 ☎(0887)29-3398 編集 広報編集委員会 印刷 米崎印刷株式会社



平成27年度 東洋町敬老会

主な内容

第2回定例会	
町長行政報告	2頁
議案と審議結果	3頁
一般質問	6頁
議会の動き	16頁
第1回臨時会	17頁
各議員の意思表示	18頁

第130号

2015年(平成27年)10月1日発行

第2回定例会

6月11日～15日

6月議会 行政報告(要約)



松延 宏幸町長

町長選挙について

先の選挙では、大変、大きなご支援を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。町政継続の判断を多くの町民の方々のご支援、ご協力により付託いただいたことにつきまして、責務の重大さを新たな気持ちで受け止めています。今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

海の駅東洋町について

昨年1月12日にオープンした、再建海の駅、平成26年度1年間の決算見込みは、売上累計額1億4200万円、利用来客数、延べ15万7800人、必要経費を差し引いた収支495万円余の黒字となっております。

本年度から更に販路の開拓等、バージョンアップを図っていく必要があります。町内既存店舗との共存共栄を前提とし、新たな取組も含め、地域経済活性化に寄与する方向で、本町振興拠点施設のひとつとして、地産外商への強化を図る運営を目指します。

地方創生事業について

4月1日スタートの地域振興プレミアム商品券が、5月

19日に完売、今回の補正予算で子育て世帯への支援策の環境とし、18歳未満の子供を有する世帯に、子供1人につき8割増しの商品券発行を、予算可決後直ちに執行出来るよう、計上しています。

高規格道路の整備について

阿南安芸自動車道のうち、牟岐から野根24キロ区間は、計画段階評価を終え、本年4月9日、国土交通省本省において、高規格道路建設方針が国直轄事業として正式決定、27年度には、都市計画決定と環境アセスメントを進めるための調査、詳細ルート調査を経て、事業化決定となる運びとなっております。野根と甲浦にはインターチェンジ建設計画案も決定されています。なお、野根から北川村安倉13キロ間のルートは、計画段階評価継続のことです。

国勢調査について

本年10月は、5年に1度の

国勢調査ですが、町人口は本年5月末で2754人、平成22年調査では2947人、4年半余りで193人減少、65歳以上の高齢者比率は、45・57パーセントです。

行政の組織運営も、町内外から信頼を得られるよう、地方創生に向け、若い方々が1人でも定住できる環境整備にも取り組まなければなりません。

地域活性化事業について

4月29日から東部博覧会が開催され、5月29日に尾崎県知事の対話と実行行脚も、町民の方々のご協力により、無事終了できました。30日には、西日本サーフィン大会、八代亜紀ライブイベントも行われ、6月3日から5日間の日程でプロサーフィン世界大会予選が17年ぶりに生見ビーチで開催されたところです。

地域活性化のため、本年も多くの諸行事や情報発信、施策の展開に取り組みますが、平成27年度も財政状況を慎重に見極めた行政運営を余儀なくされる状況です。

大坂副町長の退任について

この1期4年間、補佐的役割に徹し、再選に至るまで支えていただいた大坂副町長が、16日の任期満了をもって退任します。本町政において、長期間、議会同意から任期満了での退任を迎える情勢ではなかったと理解します。

就任要請後から今日まで、県や近隣市町村との関係改善、修復に尽力いただき、培ってきた職員時代の人脈を最大限活かした配慮の結果として、この4年間で町政再構築が実現できたのではと実感しています。

行政に携わる者は日々、継続して現状に対処しなければならぬ現実もあり、全職員が冷静に受け止め、現在の人材で職員各自の年代的、世代的な自覚を促しつつ、1日でも早い段階での人事体制づくりと新陳代謝を考慮した人材育成に努めていかなければなりません。

普通の行政を普通に継続していくため、今後ともご指導、ご助言いただきますよう、お願い申し上げます。

主な補正予算（一般会計）

予 算 計 上 事 業		事 業 費
歳入	普通交付税	1471万円
	臨時福祉給付金事務費補助金	194万円
	低所得者対策費国庫補助金	114万円
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	200万円
歳出	川口地区集会所修繕費	200万円
	公用車購入費	117万円
	臨時福祉給付金システム改修委託料	195万円
	子育て世帯支援事業委託料	273万円
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	200万円
	町道改良工事費	250万円
	真砂瀬1号線改良工事費	100万円

議案と審議結果

第2回定例会は、6月11日から15日まで、5日間の日程で行われ、専決事項5件、条例1件、補正予算3件、人事3件、その他1件、意見書6件、報告1件、議員派遣1件は、原案のとおり審議、採決した。

専決事項

東洋町税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴うもの、町長が専決したもの。

主な改正内容として、マイナンバー法改正に伴う法人番号の規定を盛り込むもの、町税の減免申請の期限を納期限7日前から納期限までに延長するもの、ふるさと納税の申告特例として、確定申告を必要としない給与所得者に限っては、確定申告しなくとも寄附金控除の申請ができるもの、平成27年4月1日以降に登録した軽自動車（原付・二輪車）分については、新税率適用期間を一年間延長するもの。

（賛成全員）

※専決処分事項とは、町長が議事に代わり、先に決めたこと。

東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴うものを町長が専決したもの。主な改正内容として、国保

税の課税限度額を81万円から85万円へと引き上げるもの、低所得者に対する国保税の軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減措置について判定所得を引き上げ、低所得者に対する国保税の軽減対象世帯を拡大するもの。

（賛成全員）

東洋町介護保険条例の一部を改正する条例

国の低所得者に対する軽減強化施策に伴い、第1号被保険者の第1段階に定めた年額4万3千280円を3万8千950円に減額するもの。

（賛成全員）

平成26年度東洋町一般会計補正予算（専決第2号）

平成26年度決算見込みによる予算を町長が専決したもの。主に、歳入では、各交付金確定額の計上、歳出では、事業実施に伴う予算額の減額とするもの。

（賛成全員）

平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算（専

決第1号）

平成26年度決算見込みによる予算を町長が専決したもの。

（賛成全員）

条例

東洋町介護保険条例の一部改正

国の関係政令に基づき、第1号被保険者の第1段階に定めた保険料を減額するもの。

（賛成全員）

補正予算

平成27年度東洋町一般会計補正予算（第1号）

別表（主な補正予算参照）の予算を計上するもの。

マイナンバー制度導入に係るカードへ記録される内容は、住所、氏名、生年月日、性別の基本情報のみであり、身分証明書として活用できるが、カード発行については任意である。また、個人情報情報の漏洩を防ぐため、各情報にアクセスする者を限定し、情報照会する場合はすべて暗号化される

との質疑、答弁があった。

(賛成7人 反対1人)

平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

国保保健指導事業委託料を追加するもの。

住民の健康増進を図るため、高知市のジェイエムシー株式会社へ特定保健指導を委託する。

健康診断への勧奨や健診結果から保健師や管理栄養士などの専門職による保健指導のサポートを受けることで、受診率を向上し、早期治療・早期発見に繋げることで医療費を抑制、健康増進を図るとの質疑、答弁があった。

(賛成全員)

平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 認定審査会臨時職員及び包括的支援臨時職員の賃金を追加し、地域支援総合事業コーディネーター賃金を減額するもの。

(賛成全員)

人事

副町長の選任につき同意を求めること

任期満了に伴い、新たに副町長を任命するもの。

住所 白浜177番地24
氏名 光本速雄(満57歳)

(賛成全員)

東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること

任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員を任命するもの。

住所 野根乙217番地11
氏名 山崎雄史(満64歳)

(賛成全員)

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること

任期満了に伴い、新たに教育委員を任命するもの。

住所 河内31番地1
氏名 廣田祐輔(満55歳)

(賛成全員)

その他

東洋町議会議規則の一部を改正

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出席時の欠席の届け出について、あらかじめ日数を定めて提出できるように、新たに追加するもの

(賛成全員)

意見書

最低賃金の大幅引き上げを求めるとの意見書

昨年11月の有効求人倍率は1・12倍と22年6カ月ぶりの高い水準であった。完全失業率は、3・5パーセントと前年同月と比較して30万人減少し、54カ月連続の減少となった。労働者の賃金は2パーセント上昇し、雇用も100万人増加している。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金

低下と不安定雇用の拡大である。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税により、17カ月連続で減少している。

政府が掲げる地方創生を果たすため、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の底上げによって、地方で働き、暮らし続けられる制度作りが重要である。現在の最低賃金は、全国平均780円、高知県では時給が677円である。時給888円の東京都との賃金格差は時間額で21円、年間30万円を超えるものとなっており、地方から都市部への人口流出の一因となっていることは否定できない。

政府には、最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、厚生労働大臣ほか、議長、高知労働局長などに意見書を提出するもの。

(賛成全員)

地方財政の充実・強化を求めるとの意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護、被災地への復興、

環境対策など、果たす役割が拡充する中、人口減少対策を含む地方総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年の国の収支の黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割であるが、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、政府に次の事項の実現を求める。

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金など、復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後も継続すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止、減税を検討する際には、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

5. まち・ひと・しごと創生事業費については、現行の水準を維持すること。

6. 地方交付税の財源保障・調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、大臣に意見書を提出するもの。

(賛成全員)

先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策の充実を求める意

見書

予定されていた人数の確保ができず、空白のまま授業が行われている学校など、高知県では今、教職員不足が深刻である。

子どもたちに教育を保障するため、県の施策である学力向上を図るためにも、県並びに県教育委員会に、次の事項を実現するよう求める。

1. 臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向け、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。

2. 必要な教職員は、正教職員で確保すること。

3. 教職員の病休取得者が減るよう、労働安全衛生の施策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、両院議長、各大臣、県知事等に意見書をそれぞれ提出するもの。

(賛成7人 反対1人)

国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書
ひとりひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数

数学級を実施してきた。国は地方の動きに後押しされ、同様に実施してき、2013年以降は、35人学級の前進は見送られ、小規模校の統廃合を押しつけようとしている。

このため、国に次の事項の実現を求める。

1. 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。

2. 国は、35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、両院議長、各大臣、県知事等に意見書をそれぞれ提出するもの。

(賛成7人 反対1人)

大学生への給付制奨学金創設を求める意見書
貸与制奨学金は、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業している。今日、正規職員の安定した雇用制度は崩壊し、低賃金、不安定な非正規労働が増えてきている。

国際的にも、授業料が有償の国には、すべて給付制奨学

金があるが、日本にはない。国は、教育予算を増やし、大学生に対する給付制奨学金制度を作るよう求める。以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、両院議長、各大臣、県知事等に意見書をそれぞれ提出するもの。

(賛成全員)

特別支援学校の設置基準策定を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒の数の増加が進み、1人1人に見合った丁寧な教育をしてほしいという保護者等の願いが広がっているが、普通教室確保のため、1つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、落ち着いた授業にはならない。こうした事態の根幹にあるのが、幼稚園から大学まで、すべてにある設置基準が特別支援学校だけでなく、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶしたり、子ども達と教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいない。

特別支援学校の設置基準を

平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書

翌年度への繰越額2億4181万9千円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書により報告するもの。

特別支援学校の設置基準を

制定するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、両院議長、各大臣、県知事等に意見書をそれぞれ提出するもの。

(賛成全員)

報告

平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書

翌年度への繰越額2億4181万9千円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書により報告するもの。

議員派遣

議事会会議規則第128条の規定により、平成27年7月23日に高知県民文化ホールにおいて、市町村議会議員研修、平成27年8月25日に田野町ふれあいセンターにおいて、安芸郡町村議会議員等研修会にそれぞれ議員派遣するもの。

一般質問



田島 毅三夫議員

1. 野根漁協の貸付金の 焦げ付きについて

田島 毅三夫議員

① 高裁判決では、町側に貸付手続きに瑕疵があったとして、町長個人に1千万円を支払え、との判決が下りた。現在、上告中であるが、漁協側は、「町が貸し付けたのは前役員であり、その役員の中には、当事者や役員資格のない者が含まれている、こうした不当な手続きで借りたのは前役員であり、現漁協役員には責任はない」として返済を拒否しているが、この、理事会や組合の決定、申請手続きに、

② 組合法などの違法や不当は事実あったのか。聞きたい。貸付時に、「万一焦げ付いた時には、誰が責任を持つのか」と質したところ、現職役員が責任を持つことが役員会で決定し、その確約書が出ていると見せられ賛成した。しかし、新聞によると、正規の役員会は開かれず、借り受けの決定はされていない。また、その役員に当事者及び無資格者が含まれていて、組合法に違反すると報道されていた。これが事実であり、法に触れるなら、それを見抜けず貸し付けた町及び議会の責任は重大であり、そうした不適手法で貸付を求めた漁協の責任は更に大きいと思っ

ている。このことは、漁協側に指摘してあるのか。したなら、どのような返事が来ているのか。確認したい。

③ 一住民から「手続きミスによる貸付は、違法」と刑事告発が行われた、と聞いたが事実か。事実であれば、貸し付けを認可した議会にも大きな責任が出るが、漁協が、總會や役員会で借り受けの決定を行っていないのに、決定したと虚偽による申請を行っていたとすれば、それらにも問題はあるのではないか。

松延 宏幸町長
この件については、色々心配をかけているが、現在、上告中であり、被告（東洋町）主張に対する最高裁の判断を待っている段階である。そのため、現時点での答弁は、仮定や推定での話となる場合もあり、誤解を生じる恐れもあるので、考え方や今後の方針については答弁を差し控えたい。結果が出た時には、議会にも、改めて協議をさせてい

田島 毅三夫議員
万一、町長が町に対して個人的に損害賠償をしたとしたら、東洋町は組合に対しての返還請求権は無いのか。

松延 宏幸町長
新聞報道によると、町長は、訴訟も考えていると出ていたが、どの様な裁判を起す考えなのか、不当文書による詐欺なども視野に入れて

松延 宏幸町長
現在、上告理由の中で、色々主張しているが、先ほどの答弁の通り、仮定の話や結論は、判決がどうか分からない状況にあり、今の段階では答えられない。今後、返還請求がどういう形になるのか、あるいは、私が、個人的に支払わなければならぬということも仮定の話である。その時点になれば、議会側にも詳細な報告を行い、弁護士とも相談をしながら対応方針も決めていきたい。

田島 毅三夫議員
我々議会も、認可した責任がある。同罪であり、不手際に対する住民への責任を重く考えている。最高裁判決で町の責任が認定されれば、その後、執行部と議会とで、今後の再発防止の為に協議会を取って、この反省点の確認をしっかりと行い、二度とこういうことが起こらないように手を打たなければいけないと思うが、そういう考えはあるか。

松延 宏幸町長
また、契約時に、「もし万が一、違反等あつて滞った場合には肅々と何点かの行動を起こす」と、約束があつたが、これは履行されるのか。その確認だけしておきたい。

然、結論が出た場合には、議会と協議をしたい。

約束事とは、確約書の事だと思うが、役員が総入れ替えになった現状の中で、そういったことが法的にどうなのかも含めて、改めて議会とも協議をしていきたいと考えている。

2. 町長の人材育成による町発展策を聞く

田島毅三夫議員

町長は、人口増加、町発展には人材育成が必要として頑張っているが、町長のいう人材とはどういう人なのか、また、そういう人をどう育成するのか、また、それによってどのよう

松延宏幸町長

人材とは、幅が広がるが端的に言えば、リーダーシップが取れる人といえると思う。町職員も含め、若い人の育成や底上げも急務となっている。現在、町内全体からも、やる気のある

若い方々が育ってきていると感じている。

観光面や加工品、また加工施設にしても自主的に取り組んでいる方、また、取り組みもうとしている方が、現れてきていることも承知している。そのような若い方々の意見を尊重して、小さな事から少しずつでも、支援ができればと考えてきた。その為のきっかけ作りの意味合いも兼ねて、地域活性化プラン支援事業や商工持続発展支援事業という町単独事業を創設した。



商工持続発展支援事業・のぎしたカフェ設置改善事業

これは、こうした様々な事業に自主的に取り組む、やる気のある方々を支援する為の補助制度だが、人材発掘の意味合いも込められている。

しかし、町予算は毎年厳しい状況にあり、事業が大きく発展することは良い事だが、当然、限度や限界もある。こういう事案には、県の産業振興計画に結びつけるつなぎ的な事業として、できるだけ、県や国の補助制度の活用による人材発掘に支援していきたい。

最近、自然環境を活かす意見も得ているが、そのような取り組みにも、できるだけ対応していきたいと思っている。

田島毅三夫議員

確かに、事業や活動に対してリーダーシップを取れる人材の育成は、大事だと思っている。しかし、視点を変えると、いくらそういう仕事が出来たとしても、住民の声が聞こえない人や約束を破ったり、嘘を言ったり、利己に走る人は人材ではない、と考えている。以前、既に退職している課長が、「町職員となった

時、上司から職員は絶対に非を認めるなど、こんなこと言われた」と、得意げに話されたことがある。非を認めないということは、つまり嘘をついても真実を認めるなどということである。

行政内部は、主体者・住民をも騙すのが普通の世界になっていくのかと反論したが、自己保身の為に人を陥れてでも嘘を言い、約束を破り、言い繕って逃げる、こうした職員をたくさん見てきた。こういう職員が何百人いても町は絶対に良くならない。

人材とは、町や行政を疲弊させている、こうした官僚的な組織主義の仕組みや問題点に堂々と異を唱え、意見の言える人と考えている。そういう勇氣ある正直な人を、育てなければいけないと思っている。

その為には、まず、町長が、耳に逆らう意見や提言を言ったとしても、貴重な意見と受け止めて重用するくらいの度量の人にならなければいけない。そうしなければ、胡麻播りばかりが

取り巻いて、本当の人は育たない。

今までも、歴代町長の感情的な好き嫌いや狭量な性格によって、成長の芽が摘まれてどれ程の人材が消えていったか。町長自身がよく知っていると思う。人間的な人材育成には、まず町長が、誰でも忌憚なく異見が言える雰囲気を作り、範を示すしかないと思っ

松延宏幸町長

議員の言わんとするところは、十分に伝わっているが、ここで、色々と答弁すれば、職員の味方ばかりする、と言われるので、本会議場では、個々のことについては触れられないことを理解してほしい。

指摘は、当てはまる部分もあるが、若い職員の底上げをしていく事が、喫緊の課題だと思っ

いいるのかと言えば、なかなか疑問な部分もある。

地方創生計画案策定についても、現段階においては管理職を除いた若い職員だけで組織している。そこで、たたき台を作るよう指示している。期待や危機感も含めて、人材育成に繋がっていければと思っている。

田島毅三夫議員

今回の私の質問項目を、コピーしてロビーに貼って、全職員に見てもらいたい。

行政や職員の目的は、どこまでも住民主体であり、住民を守るのが責務である。町全体に、そうした意識を持った人材が続々と育ってきて、住民主体の仕組みが完成した時に東洋町は大きく発展すると、こう考えている。

だから、まず、我々議員も職員も、ただ事務的に手続き職務をこなすだけではなくて、弱者・住民さんの事を気に掛け、その人の心の中にまで入っていつて対応出来るような、そういう職員になっていただきたい。

町長は、初日の行政報告の中で、副町長の退職を悼んで嗚咽したが、その涙を2700人住民の困窮の声に、また、そういう人たちのために流していただきたい。今後は、そういう町長に成長して、町を変えていただきたい。

松延 宏幸町長

見苦しいところをお見せしたが、今後、一生懸命頑張りたいと思っている。

3. 地場産業の振興が、即地方創生に繋がる。その計画案を聞く

田島毅三夫議員

産業疲弊による町勢落ち込みは、久しい課題だが、今回創設された国の地方創生補助金を使って、農林漁業商業の振興による地方創生策をどう進めるのか。まず立案した農業振興計画案を産業建設課の第一線を守る担当職員から聞きたい。

松延 宏幸町長

各担当職員も、意見や考

えは持っているが、現在の決まりの中では、職員の意見も含めて課長が集約して答弁することになっており、職員答弁は出来ない。

国の地方創生策を受けて、本年度中に東洋町版の総合戦略を策定する予定となっているが、ソフト事業が主体となっている。他町村でもハード事業の相談をしたところ、国から却下されたと聞いている。そのため、ソフトから、ハード事業へ結びつける方策を考えなければいけない。

現在のところ、縦割りの国の政策の中で、創生事業案も色々提案を受けており、それが、本町の特色に合うか、検討会などで情報共有している状況である。人口の減少対策も含めて、危機感を醸成することにも期待している。理解願いたい。

田島毅三夫議員

①農業再生について

26年度の町農業委員会の農地パトロールが4月に行われた。その結果、町ト

タルで全農地の30パーセント以上が既に耕作放棄地になっていて、26年度は、更に約4千平米が増加したと結果が出た。

担当職員からは、年々農業者や担い手、生産量や収入が減少し、結果、耕作放棄地が増えているという現状を調査し、結果は出ているが、これをどうするか課で話し合っていない、との返事であった。

そこで、「あなたは農業部門の最前線指揮官なのだから、あなたが対策案を練って課長に提案し、課長から、町長、農協、農家に通知・提案するように」と訴えておいた。それが、町長が言う人材育成につながるのである。

今回、各担当職員に答弁を求めたのは、まず、課の最前線の担当職員に責任と自覚を持たせて育成せよという趣旨であった。

毎回のように、漫然と高い人件費を使って農地調査をしているが、その結果、どのように対策するか、という協議が全然出来ていな

い。これを、課の中でやるという確約をいただきたいがどうか。

②林業疲弊対策について

平成27年度も国や県から9件という多数の間伐補助金事業の通知が来ているがこの通知を全山林所有者に回したのかと確認したところ、チラシで周知したが、全所有者には回していないと返事があった。

確かに町外におられる方もいて、周知しにくいかもしれないが、こうした有利な間伐補助事業が、課の机の上で止まって全所有者に周知されないとなれば、意味が無いではないか。

その為には、至急、各山林所有者の氏名と住所の把握を行い、町全体の山林の間伐も含めた管理状況を調査、把握し、そのデータをもつて補助事業などの周知及び斡旋を行えと言っているのである。

行政担当課がこうした努力をしなければ、山も田も畑も、今後、どんどん放棄地が増加し、担い手も減少

することに。なる。

職員が、現地を確認し農家に会い、今後の見通しなどの話し合いも出来ていない。電子データを机の上だけで処理するだけでは人材は育たない。全職員に通じるが、職員は現場に出て住民さんと会い、共に対案を考えていくべきで、これが本当の人材である。厳しく指導すべきと思うがどうか。

③ 漁業振興について

漁業部門についても、今まで、何回も種々提案してきたが駄目だった。全て実施せよとは言わないが、提案することによつて色々な意見やアイデアが出て、それを検討する中に活気が出てくる。その為に、あえて提言しているのである。

例えば、地域創生対策費用を使って、観光漁業としての浮きブイの設置による高齢者の出漁や遊漁船の運営、ランプ漁の観光化などにも活用を考えてみたらどうか。

また、海の駅のレストランでは、魚はあるが、貝類

が無い。是非欲しいという要望も聞いている。地場産食材として、湾内で、ウキを使って牡蠣や帆立、深層水を使ったアワビなどの養殖なども、今後、考えてはどうか。

漁船修理の技術後継者がいなくなつており、このままでは、修理に町外業者を呼ばなければいけなくなる。そうなる前に、是非、創生補助金を使って、特殊技術資格者の養成を漁協と一緒に進めてもらいたいがどうか。

町長が怒ると思うが、最後に、是非、自然釣り堀の検討を提言しておく。

松延 宏幸町長

職員指導については、毎回の様に厳しく指摘を受けており、庁議の中でも何回も何回も指導しているが、なかなか職員に浸透していない。

リーダーシップの不足を問われるかもしれないが、いつも怒つてばかりでは、しんどくなる。課長には、若い職員を指導して欲しい

と言つてきたが、課長自体が2、3年の人が多くて、なかなか育つていない。事務の執行が十分に出来ていないのが現状である。

制度的には、県の研修制度もあり、毎年、順次送っているが、育つ者、育たない者、色々あり、これ以上は、なかなか言いにくい部分もある。提案の件については、補助制度も変わつていく中で、職員が、その情報を承知していない事もあるのではないか、と思つている。

縦割りのな国の方針が下に下りていない現実があつて、私自身も、知らない部分がたくさんある。今回の商工会の持続発展事業についても、商工会は経済産業省の中にあり、自治体独自の大きな事業は、本町のようにな小さな町には、当てはまらないという状況もある。特に産建課は、2つの課が1つになった経緯もあり、事務量が多くなつて大変な中で、少しずつ新たな事業にも取り組んでいる。理解を求めたい。

釣り堀は、なかなか出来ないが、頑張つていきたいと思つている。



伊吹 真貴博 産業建設課長

伊吹 真貴博 産業建設課長

耕作放棄地対策は、現在、具体的な対策は出来ていない。今後、毎月行われている、振興センターやJ A、役場が入つて協議をしている、「農業関係連絡協議会」で、関係機関等と協議をしながらか対策を検討していきたい、と考えている。

林業部門の間伐補助金の周知は、6月の広報と一緒に、一覧表を配布したが、町内外の所有者が全員承知していないので、森林組合等を通じて森林所有者に声がけ等をしてもらつている。その他の補助事業についても、今後、関係機関と協

議しながら進めていきたいと思つている。

田島 毅 三夫議員

話を聞くと、一生懸命やつているように見えるが、実際は、本場に動いていないというのが現状である。要するに、県や国からの通達から職員に、職員から住民さんに、下りていないのである。国や県から下りて来ないのは、国・県の責任だが、町に下りて来たものを住民に回さないのは、これは町の責任である。

その防止には、賞罰をしつかりとすべきである。上杉鷹山は、茶碗に蠅が入つていても見逃すが、ヒ素が入つていたら徹底的にやると言つたと聞いた。何もかも厳しくせよとは言わないが、余りにも、度を超した町政を疲弊させるような、あるいは、住民さんに嘘をついたり、約束を破るようなことは、徹底的に正すように、お願いしておく。長い目でという話もあつたが、しかし、農家の現状は、高齢化もあり猶予の出

来ない状況にある。町長も4年間頑張ってきた。町の状況は把握しているはずである。この2期目において、東洋町の農業を、産業を、ひっくり返すくらいの気合いで取りかかっていたらいいが、どうか。

林業振興についても、この山を誰が持っているか、住所は、どこにあるのか。まず、そのデータが無ければ、県や国から、いくら有利な補助事業が出て連絡すら出来ないのである。この調査やデータ作成は、東洋町にある森林協議会に諮問して、やってもらうように、至急検討していただきたいが、どうか。

漁業振興については、漁業者自体が、今、どんどん減少している。インドネシアの人もいるが、地元の人々が全く育っていない。これをどうするか。

ドック場も寂れている。県下、東部では一番の良港といわれている、この甲浦の港が寂しくなっている。こうして議場に並んだだけでも凄い職員がいる行政で

ある、漁業再生へ、どうか、みんなで知恵を出し合って、何とか対策を練っていたらきたい。行政の考えを聞き

伊吹 真貴博 産業建設課長

森林所有者の分かる地図は、安芸林業事務所が、森林簿と森林基本図を整備している。しかし、これは、2007年度に作ったものであって、最新のものではない。今後、最新のものにするために、安芸林業と協議して進めていきたい。

漁業後継者対策については、今現在、一級の小型船舶の免許取得に対しての補助金や新規就業者に対しての研修補助金を出している。確かに、後継者が育っていないことは、承知している。今後は、漁業者の所得向上を目指して、魚価の価値を高める対策をしていきたいと考えている。

田島 毅三 議員

課長に、いくら、そういうデータを作成しても、現場で実際活用しなければ意

味が無いということを指摘しておく。

4. 新聞学習NIEへの取組みの実施について

田島 毅三 議員

3月議会で、教育長に、この質問をした時、言語学習として先生による新聞報道の解説などが行われており、問題ないと、答弁があった。議場以外の答弁も重複するが、これでは、先生個人の主観が、一方的に生徒に植え付けられてしまう恐れがある。また、生徒が自主的に新聞を読んで考え、発表するというNIEの目的に離れている。

私の質問は、18歳からの選挙権交付や、少年法の年齢引き下げ改正などにも、子ども達が対応出来るように、生徒自身が新聞を読むで、政治、経済、文化、世界平和やモラルなど、広く勉強し、その上でクラスや全校で討論し、互いに知識と見識を深めようと提案したのである。

例えば、原発の問題、地

震災波対策、イスラム国や安全保障の問題もある。また、投書欄や子ども文芸欄まで、みんなで話し合えば、自分の考えとは違う意見も聞けるし、知らない事を知ること出来る。高知新聞のコンクール参加や、文芸欄への投稿も増えるのではないか。そのことよって、生徒の視野も広がり、人格形成やモラルの向上、更には、学習力の向上にも、大いに役立つものと考えている。

特に、最近の子どもはゲームやピコピコで済ませる習慣がついて、読むことが苦手になっていると聞いている。ネット上の知識や連携で、短絡的な犯罪などが多発している現状もある。

県では、現在、以前からNIEの取組実績のある安芸や室戸、赤岡などの学校には、支援を行っているというが、聞いていたが、是非、東洋町でも、各学校のカリキュラムの中に、このNIEによる新聞学習を取り入れるよう、再度求めたいがどうか。

また、子供新聞の購読料への助成を教育長の英断をもって実施願うがどうか。



奈良崎 幸一 教育長

奈良崎 幸一 教育長

新聞学習NIEへの取組の実施については、学習要領に沿って新聞を活用して授業を行っている。小・中各学校では、新聞に慣れる事と親しむために、児童の言語活動に取り入れている。また、現在、起こっている社会現象の記事を取り上げ授業に活用している。新聞学習については、各学校において、色んな教科に活用されており、現状の取組で十分と考えている。

選挙権を18歳以上に引き下げる法案が成立したら、学習要領も改定されると思うので、これ以上の取組は、

今のところ考えていない。
 なお、議員の質問趣旨については、各学校長に周知をしている。

田島 毅三議員

こういう事務的な答弁しかしない教育委員会というのは好きになれない。

質問の趣旨は、新聞を子どもの生活の中に取り入れて、自然の内に読書し、自分なりに考え把握して、みんなの中で発表していく、その中で一人一人の力となり、社会人としてのモラル向上に繋がっていくと言っているのである。

確かに個々には取り組んでいる人もいるとは思いますが、学校教育の場で、全員を進めていけば、3年、5年の中には、新聞読書が大きな力になっていくと考えている。

この前、ある女性の高新投書に、「夕方、若い女性が菓子折を持って訪ねてきた。聞くと、通勤途中、あなたのおうちの扉を車で擦ったが、急いでいたのでお詫びが今になった。申し訳

ありませんということだった。見に行くと、ほんのちよつと欠けているくらいで、来てくれただけで十分ですと断つても利かないので折はもらったが、人をはねても逃げる世の中に、こんな綺麗な心を持った人がいるのかと、感心した。ただ、その女の人に、あなたの車は大丈夫でしたか、と聞くのを忘れていた」と出ていた。

また、狭い道で対向車に道を譲って待つていても、会釈一つなく素通りする人が多い。こうした投書欄などをテーマにして、身近なことからディスカッションすることからでも、取り組むように提案しておく。
 今後、直接委員会へ行つて、じっくりと話させてもらいたい。

奈良崎 幸一教育長

この前、小学校を訪問に行った中で、新聞学習として高知新聞を取り入れて、高知県の34市町村の地名がどれくらい載っているか、の学習をしていた。

このように、親しみを持って、各地域がどの辺にあるか、などの勉強も、大事だと思っている。

小学校では、高知子供新聞を図書室に置き授業に取り入れていくが、その中で、生徒たちに「読もうか」という欄を読んで勉強してもらうように勧めているとも聞いている。

5. 東洋町防災会議の役割について

田島 毅三議員

① この防災会議で、町防災計画書を策定したと聞いている。メンバーの内訳や、活動方針、権限、役割、会議後の報告などを聞きたい。

② 防災会議の会議録が欲しいが、東洋町防災対策や計画案策定などに、今後、どのように携わっていくのか。

③ 防災や復興も含めて、行政と住民組織との連携、また、住民組織同士の連携はどう取るのか。この防災会議の中で、決定が出来るのか。



長崎 正仁 総務課長補佐

長崎 正仁総務課長補佐

防災会議のメンバーは、東洋町防災会議条例に基づき、町長を会長に、消防本部、安芸土木事務所、気象台、土佐国道事務所、消防団、室戸警察署、四国電力、JA土佐あき、それから商工会、社会福祉協議会、教育委員会、あと、町の産業建設課、それに町内の自主防災組織から代表1名の13名の委員で構成されている。

役割としては、地域防災計画の作成や町長の諮問に応じて、地域の防災に関する重要事項について審議する会議となっている。前年度は、本町地域防災計画の改定について開催した。

ただ、災害予防や災害時の応急対策は、防災会議ではなく、町災害対策本部が

実施することになっている。

自主防災組織との連携は、阪神淡路大震災、東日本大震災のように、行政の災害対策本部だけの対応には限界があり、地域の安心安全な暮らしを確保する為には、防災学習会、防災訓練、避難路の点検などを通じて、災害予防や災害時の応急対策について、防災組織と連携・支援を図っていきたい。また、地域間のコミュニケーション活動をを通じて、防災活動の情報交換や先進事例を基に取り組んでいる一部組織もあり、徐々に活性化に向けた、共助の取組が行われて来ている。

町行政が、このような取組に関わっていく為にも、まず、町職員自身が防災意識の向上に努めて、危機感、使命感を持つて対応していることが大事と考えている。行政はリーダーシップというよりも、組織と組織を結ぶパイプ役、あるいは、防災活動を支援する役目を果たしていきたい、と考えている。

田島毅三天議員

① 甲浦東地区で各避難所ごとに自主防災組織を編成して、避難時の共助、近助の計画作成や避難場所の管理などを行おうと、自治会役員会に提案したが、責任者になり手が無いという理由で却下された。

しかし、甲浦東地区、その中でも、4区では避難場所が5箇所あるのに自主防災組織の長として、持ち回りの区長が3組4人しかいないのである。いざという時に、一人の区長が、2つの避難場所を掛け持つて、そのどちらに、誰が、どのように避難するのか、また、したのか、掌握出来るのか。中には、区の境界すら明確でない区もあって、いざという時に、高齢者や体の不自由な人の共助、近助をどうするのか、非常に心配している。他所は分からないが、東地区においては、これが自主防災組織の現状である。だから、避難場所ごとにグループを再編して管理し、避難計画を立てましょうと提案しているの

ある。

そのためにも、この東洋町にある40組織の自主防災組織を避難所ごとに再編するよう、町長から防災会議に諮問するように求めたいかどうか。

② 防災計画書には、災害対策本部を本庁舎に置き、甲浦や野根には、災害の状況によって、適宜、現地対策本部を置くことだったが、津波が来てからでは、遅いのではないのか。事前に、場所や体制を規定しておくべきではないのか。課長の考えを聞きたい。

長崎正仁総務課長補佐

防災会議のメンバーの自主防災組織長は、中町地区の長であり、一昨年県内の自主防災組織で活発な活動をしている組織として、知事表彰を受けている。

災害対策支部の件は、先日、大雨、台風シーズンを迎えて、町の職員を対象に東洋町災害時職員初動マニュアルを作成した。説明会の中で、南海トラフ等の大地震があつた場合は、甲浦

地区の職員については甲浦小学校、野根地区の職員については野根地区防災活動拠点施設への参集としている。防災会議への諮問については、重要事項となつているが、甲浦東地区だけ会議に諮問するのは難しいと考える。自主防災組織全体の底上げなどは出来ると思つている。防災会議の重要事項としては、例えば、土砂災害を警戒しての避難勧告などの判断マニュアルなどの作成に助言をいただくと

いつた会議である。

田島毅三天議員

質問は、東地区だけに限つた諮問ではない。全自主防災組織を避難所ごとに逃げるグループで再編することと、あわせて、自主防災組織間の町連合会を作ることを防災会議に諮問するよう求めているのである。

長崎正仁総務課長補佐

自主防災組織は、あくまで自主的な組織であり、活動や体制は各組織で話し合い、専門的なことには行政

職員が支援に入ることになる。その支援制度を活用して地域に入ることも出来るので、理解していただきたい。

自主防災組織間の連携は、先進的な自主防災組織を参考に情報共有しているが、まだ同盟とか協定を組んだことは無い。今後、自主防災組織全体を見て、底上げが出来たら、組織全体の連携共助の取組みとして連絡協議会などを考えていきたい。

田島毅三天議員

急ぐものは急がなければいけない、自主防災活動は、各自自主防災に任せられは入れないというから、それなら防災会議に避難場所ごとの再編や連合会の立ち上げを諮問してくれという質問であつた。今後も勉強したい。

① 大斗地区へウナギ養殖事業が導入されるという話を聞いているが、その推移を聞きたい。

樽では、九州の民間企業が、大斗にうなぎ養殖場を開設して、ゆくゆくは、鮎の養殖も含めて、最終40人から50人の従業員を雇用し、年間20億円以上の事業を行う計画があり、既に進んでいると、聞いていますが、これには関与しているのか。あるいは、関知しているのか。

② 事実であれば、そしてまた、成功すれば町としても、大きな雇用確保や税収アップ、ひいては町政浮揚に繋がると期待している。

ただ、国はこの6月1日に、うなぎ稚魚のシラス枯渇による採取規制や届出制を許可制にすることを決めている。

また、今回はシラスではなくて黒子(シラスより少し成長した稚魚)を入れるので、問題は無いと聞いているが、この点についても心配している。町に、何らかの申し出は来ているのか、

6. 大斗地区への「うなぎ養殖事業」の起業及び推移を聞きたい

田島毅三天議員

来ていたらどういいう支援を考えているのか。現況と今後の推移を聞きたい。

伊吹 真貴博 産業建設課長

うなぎ養殖場の計画については、業者より、事業概要は聞いている。その中で、本町としては、地場産業が無い中、雇用の場を確保する絶好の機会と考え、事業計画に賛同し、事業がスムーズに進められるように、側面的な協力をさせていた。あく事としている。

現在、業者は事業化に向けて、農地の転用手続きなど、その他の許可手続きや関係機関との協議を進めている状況であり、具体的な事業内容等については、6月の22日に議会に対して説明会を開く予定と聞いている。

田島 毅三夫 議員

こうした産業が来てくれるという事は、久々の嬉しいニュースであるが、それを理由にその通行路として、県道船津線の拡幅も県に要請出来るのではないか。

こういうことも踏まえて、町も、また、我々も出来る限りの応援はしていかなければと考えている。是非、成功を祈りたい。

7. 地場産品の生産、加工、販売の一貫体制の取組について聞く

田島 毅三夫 議員

① 海の駅の本年度販売額は、4月が1325万円、5月は1833万円を売り上げ、順調ではあるが、産品の生産、加工が遅れている。これに力を入れなければ、今後の販売も伸びなくなると心配している。

今、全国の各地域でも、地場産品の加工、新商品の開発が競われているが、町には、その開発拠点となる加工所がない。住民誰でも自由に使える加工施設の設置を、この地方創生補助金を使って出来ないものか、聞きたい。

② 農林業の地場産品の生産増加の為に、町が遊休地やポンカン果樹園、ハウスなどの耕作放棄地を借り上

げて整備し、創生資金を使った補助金による栽培助成を行い、退職者や町外若者などに貸し出し、栽培を奨励して経済的な成果を上げるよう農地再生を求めているか。

③ 地方創生補助金を使って、

農家から身近な畑地を借り、貸し農園として整備し、高齢者や退職者などに貸し出し、花や野菜などを栽培してもらおう。そして、楽しみと副収入、介護予防にも繋げようではないか。何度も拒否されているが、再度提案したい。どうか。

伊吹 真貴博 産業建設課長

地場産品の生産、加工、販売については、現在、色々な団体や個人事業者が、ポンカン等を使った加工品や魚の加工品などに取り組んでいる。加工品については、採算性の問題や施設整備費用など、色々な問題があるが、試作品等の取組には、

今後、県の協力を貰いながら、町も支援していきたい。その中で、目玉となる加

工品が出来れば、生産者も利益を受け、耕作放棄地や後継者問題など解消にも繋がるのではないかと考えている。現段階では生産、加工の一貫体制については考えていない。

農地の貸し出しについては、農地法の関係などもあり、誰にでも、というわけにはいかないところもある。周辺の農業者の同意や地域の受け入れ体制などが整わなければ、難しいと考えている。

今後は、昨年制度が出来た農業公社の「農地中間管理機構」が実施している、農地の貸し借りは要件などはあるが、この制度を利用できればと考えている。

田島 毅三夫 議員

仮に、そういう加工品を作る個々の方に支援するとしても、個々ばらばらでは、町全体の力にはならない。我が提案は、種々の加工機器を1つにまとめた、誰でも研究や勉強のできる加工所を作り、新しい地場産品の開発を行い、町の振興に

繋げよう提案しているのである。是非、再検討を求めたい。

貸し農園や農地の貸し出しについては、管理機構や農業公社等がやれるのであれば、是非、検討に入ってもらいたい。しかし、やるなら行政だけではなく、農業者も含めて交渉・検討するくらいの熱意を持つてやっておく。



平山 照生議員

1. 地方版総合戦略について

平山 照生 議員

地方創生国家戦略特別区域担当大臣、石破茂氏は、まち、ひと、しごと創生長期ビジョンと総合戦略を発表した。町長は、町長選挙

が終わり次第、各課から人員を選抜し、プロジェクトチームを作り対処する旨を序議で言われたが、現在、どの程度進んでいるのか聞く。

松延 宏幸町長

各課の中堅職員から11名を選抜し、第1回目の東洋町版人口ビジョン、地方総合戦略の基本方針を策定、検討委員会を立ち上げている。5月21日に第1回目の会を開き、県職員も2名参加、2回目は6月12日と聞いている。

人事異動も実施しなければならぬ状況だが、7月中をめどに基本的方針について議論、策定をしていただきたいと思う。8月中旬に外部の意見を聞く各種委員の選抜を行い、9月中旬に概要版、計画案の策定が出来ればと考えている。

現在、若手職員が国からの資料、情報を分析、収集をし、情報共有が大事との観点で、指示している。町人口ビジョンを分析、東洋町の特徴を反映した地方版

の総合戦略における基本方針を策定する行程に関わり、意見交換、勉強会の開催に参加する事も促している。職員自ら地方創生に資するという、意識向上を図ることも、ひとつの目的とし、今後、会議回数も増えるものと思う。

平山 照生議員

石破大臣は、来年3月までに地方独自の事業を取りまとめ提出すれば予算をつけるとおっしゃっていた。早急な取りまとめを行い、27年度以降、総合戦略に基づいた事業を東洋町が実施、事業化出来るよう、町長の実行力に期待する。

2. 昨年8月豪雨の際、河内川が氾濫した件について答弁を求める

平山 照生議員

昨年8月の豪雨で河内地区の相当の家屋が浸水した。泉のため池から、松原建設の倉庫を経由し、梅森氏の梅畑横の水門に至る谷川が増水、水門が完全に開いて

いなかつた為、排水が追いつかず民家に流れ込んだ事、更に河内川が増水、水道施設付近からお岩に至るまで越流、民家に流れ込み浸水した。このように家屋浸水被害が広がったと理解するが、町の見解はどうか。

伊吹 真貴博産業建設課長

氾濫の原因は、平成26年度に県が解析を行っている。主たる原因は、短期間での集中豪雨によるものと聞いている。町の見解は特に無いが、県の解析を基に対策を考えたい。

平山 照生議員

河内川は県管理の河川だが、同様の被害を無くす為、県に對しどのような働きかけをしたのか、また、工事をやるなら、目処について聞く。

伊吹 真貴博産業建設課長

県への改修の働きかけは、室戸事務所、担当者レベルでの協議を行っている。6月25日予定の土木行政連絡協議会においても、河川

の浚渫や堤防のかさ上げ等要望していきたい。

平山 照生議員

河内川は、護岸工事後長年経過し、亀裂や崩れ等見受けられる。また、土砂の堆積や草木が生え茂る事による川の容積減少、澱みなどを直さなければならぬが、工事は直ちに出来ない。越流を防ぐ為、お岩から上流、水道施設の倉庫までの浚渫を行う事、お岩の堰の高い部分を削り、川の流れを良くする事、お岩をプールとするなら、堰の一部を取り除き、板などの落とし込みによる堰を設け、豪雨時には、取り除いて越流を防ぐなどの措置を要望する。



福島 登議員

1. 平成26年の大雨浸水被害等のもとと現在までに施した短期的な対策、また中長期的な対策等について

福島 登議員

昨年の大雨洪水被害等の被害状況と、浸水した家屋等への支援状況について伺う。

また、昨年9月議会中で、26年度限りとした災害時見舞金支援要綱を、恒久的なものに出来ないか聞く。

長崎 正仁総務課長補佐

昨年は4つの台風接近、直撃があつた。中でも、8月2日の台風12号災害の大雨により、床下浸水41戸、床上浸水12戸、合計53戸が水害に見舞われた。

この被災状況から、東洋町災害時見舞金支給要綱を制定、被災者に対し見舞金を支給する緊急の措置を取ったところ、38件の申請があり、54万円支給した。この要綱は、今年3月31日で終了した。見舞金制度は、災害の種類、規模、被災状

況を勘案し、対象者、支給金額を制定したい為、暫定的な措置としたい。

福島 登議員

小池川浸水は、町、議会、町民代表と、室戸土木関係者に対し、対策推進について陳情もしてきた。河内川も含めた浸水対策を今後も県と協議、対策していただきたい。

支援要綱による、町独自の支援は災害の規模により、国が指定する災害救助法、被災者生活再建支援法との兼ね合いがあると思う。今後、災害で被災した住民の方々が、早期に生活が再建出来るよう、国、県、関係機関と連携した取組をお願いする。

2. 地域活性化プラン支援事業費補助金について

福島 登議員

広報折込チラシによると、対策事業は、地域づくり支援事業、広域的連携事業、集落の力につなげる活動推

進支援事業、小さなビジネス支援事業の4つを設定しているようだが、申請状況と、実施された補助対象事業について伺う。

伊吹 真貴博産業建設課長

27年6月12日現在、申請件数7件、交付決定5件、残り2件は書類不備と継続協議である。

福島 登議員

執行部は、議会答弁、住民懇談会、広報チラシ等で住民に説明してきた。情報が豊富な一部団体は理解が深まり、活性化に繋がっているが、4事業ごとに想定出来る事例、事業例を挙げ、再度、住民に説明する必要があると思う。選定基準があるか、どの場面で選定するかも含めて伺う。

伊吹 真貴博産業建設課長

改めて広報等に掲載し、周知したい。また、庁議メンバーによる審査を行っており、全員賛成の場合に限り、決定する。

福島 登議員

今までの申請状況等や交付決定の資料、商工の継続発展支援事業資料をいただいているが、1団体、個人に重複して出す場合があるのか。

伊吹 真貴博産業建設課長

資料を持ち合わせていない為、改めて回答する。

福島 登議員

選定基準があり、庁議で選定とのことだが、一般の方も入れていただけたらと考える。施策は、町民の理解が深まるような説明を今後もお願いする。

3. 選挙投票所のスロープ設置について

福島 登議員

高齢化に伴い、杖やシルバーカー、車いすを利用する方が増える中、投票所の玄関にスロープを付けていただきたい、との声が多い。投票率向上の観点からも設置が必要と考えるが、執行部の考えを伺う。



光本 速雄 総務課長

光本 速雄 総務課長

現在、7箇所投票事務を行っている。高齢化に伴い、杖、シルバーカー、車いす投票に来られる方もおり、どこの投票所も入り口が段になっていて、不便をお掛けしている。今後、順次予算の範囲内で、出来る所からスロープやすりの設置を検討していきたい。

福島 登議員

次回選挙は、公職選挙法改正による18歳以上の投票も可能になる公算も大きい。検討いただけるのなら、それまでに間に合うよう準備をお願いする。



高島 俊彦 議員

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法について

高島 俊彦 議員

東洋町でも独自に、空家所有者に適切な管理を促す条例を制定しているが、5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。

これは、防災面で問題がある家屋だけでなく、管理出来ない庭木、倉庫なども含まれるのか。

2点目に、住宅、土地統計調査で、2013年10月時点で高知県の空家は6万9000戸、住宅の17・8パーセント、全国4番目に多いと新聞に載っていた。本町の危険家屋の現状は、把握出来ているのか。



光本 孔士 住民課長

3点目に、防災上、所有者に撤去や修繕を勧告、命令が出来るとしても、経費は本人全額負担であり、補助金は無い。取り壊せば、固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍となる。強権発動しても、トラブルになりかねない状態となる。町としても、知識人などを入れた審査協議会を立ち上げてはどうか。

4番目に、現在、本町では、防災上問題がある老朽住宅について、本人申請で取り壊し費用上限100万円まで、本人負担2割の補助金が出る制度がある。27年度は、県の当初予算で、500万円予算を組んでいると聞いたが、県外在住で、この事業を知らない人が多分にある。危険家屋に関し、行政

側から斡旋出来ないか聞く。

光本 孔士 住民課長

措置法の想定する家屋等の範囲は、居宅だけでなく、倉庫、敷地に建つ立木等も含め対象となる。町は現状把握は出来ていない。

協議会の立ち上げは、大変大きな問題を扱うことになり、特措法では、協議会を設置することが出来るようになっていて、十分検討する必要がある。

町外在住者への周知は、今年度、税務課の協力を得て、固定資産税の納付書発送時に、取り壊しの補助事業制度のお知らせを同封し、送付している。

高島 俊彦 議員

東洋町の危険家屋に関して早く把握し、対処しなければならぬ。特措法は、所有者が特定されやすくなつたのは大きなプラスだが、問題物件の対処は、様々なトラブルが生じると思う。本町が取り組んでいる老朽住宅取り壊しの補助以外に、該当する補助金事業は無いのか。

光本 孔士 住民課長

現在、町が扱っている上限100万円、80パーセントまでの補助金だけしかないこと記憶している。去年、条例を制定した理由は、持ち主、関係者を調査するにおいて、根拠法が無く、町外戸籍関係の調査が出来ない為だが、特措法では、名前、所有者等を特定する為、必要な部分については問い合わせ出来、電気使用量や水道、ガス使用量等も問い合わせ可能となった。

高島 俊彦 議員

所有者に撤去命令、行政側が代執行を行ったとして、所有者の費用支払い義務が発生し、大きなトラブルになると思う。審査協議会などを立ち上げ、慎重に取り組んでいただきたい。

2. 商工持続発展支援事業について

高島 俊彦 議員
商工業者にとって、現状は非常に厳しい。特に小売店は、人口減問題、後継者

議会の動き

5月

- 14日 例月出納検査(平成26・27年4月分)
- 17日 陸上自衛隊高知屯地記念行事(香南市)
- 18日 平成27年度道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会・道路整備高知県大会(高知市)
- ” 広報編集委員会
- 20日 東洋町商工会通常総会
- 21日 安芸郡町村協議会議長会総会(田野町)
- 26日~27日 第40回議長・副議長研修(東京)
- 28日 芸東衛生組合臨時議会(佐喜浜町)
- 29日 平和行進実行委員会来庁

6月

- 5日 高知県警察友の会室戸支部総会(室戸市)
- 8日 議会運営委員会
- 11日 第2回定例会(1日目)
- ” 産業建設常任委員会
- ” 総務教育民生常任委員会
- 15日 第2回定例会(2日目)
- 17日 例月出納検査(平成26・27年5月分)
- 19日 平成27年度東洋町防災パトロール
- 26日 高知県町村協議会議長会臨時総会(高知市)
- 29日 平成27年度青色申告会通常総会
- ” 室戸地区地域安全協議会総会(室戸市)

第1回臨時会 8月4日

問題、事業主の高齢化問題など多々あり、現在、この町には、数件しか残っていない。小売店が無くなれば、特に高齢者は困る。こういう支援事業があれば、あと2、3年頑張ってみよう

伊吹 真貴博 産業建設課長

商工持続発展事業の申請

思う人も出てくるはずである。新規事業を始める人も、前向きな考え方になる為、何年か続けて貰いたい。

件数は27年6月12日現在16件、内、交付決定件数9件、残り7件は今後審査予定だが、全て交付決定した場合、予算額オーバーとなる為、補正等に対応したい。

町長あいさつ (要約)

本臨時会での提出案件は、町道甲浦1号幹線の一部改良工事の請負契約締結について1件のみとなっております。現時点で、本年度の社会資本整備総合交付金の国費の配分額は、要望額の49・5パーセントだけの内示となっております。

また、過疎対策事業債の割当額につきましても、要望額の85パーセントの枠内での調整を強いられています。

厳しい財源情勢下ですが、本事業の財源内訳は、社会資本整備総合交付金の国費3350万円、過疎対策事業の起債、2550万円を充当予定、一般財源の所要額は、7万6

千円を見込んでいます。

今後、全国的、また、県全体での事業展開の増減を見極めながら、事業量確保のため、配分枠の再調整を要望していきます。

議案と審議結果

第1回臨時会は、8月4日に行われ、工事請負契約締結1件を審議、採決した。

工事請負契約締結

町道甲浦1号幹線片谷山工区改良工事請負契約の締結
請負契約者 東洋町大字生見

88番地5

(有)竹村建設

契約金額 5907万6千円

工事場所は甲浦東、ガソリンスタンドからS字カーブの手前まで、延長156m、工事内容は、法面の擁壁工と法枠工で整備し、道路路面はアスファルト舗装と新たな側溝を整備する。

工事中の交通規制は、片側通行、土砂流出防止は、業者と漁協が協議を行い、業者で実施予定、側溝部分は路面幅が50センチ程長くなる。側溝が新しく付け替わるが、用地は無償提供である。

(賛成全員)

東洋町議会ホームページ

URL

<http://www.town.toyo.kochi.jp/>

<http://www.town.toyo.kochi.jp/gikai-toyo/>

議会の審議結果、会議録が閲覧できます。

7月

- 1日 平成27年度白浜海水浴場海開き
- 5日 芸東消防連合大会 (室戸市)
- 7日 安芸広域市町村圏事務組合定例会
- 8~10日 東洋町議会視察 (福岡県・熊本県)
- 13日 例月出納検査 (平成26・27年6月分)
- 15日 議会事務局職員研修 (高知市)
- 22日 ごめんなはり線活性化協議会総会 (安芸市)
- 23日 高知県市町村議会議員研修会 (高知市)
- 25日 東洋町納涼祭 (白浜)

8月

- 3日 決算審査
- 4日 決算審査
- ” 議会運営委員会
- ” 第1回臨時会
- 5日 決算審査
- 6日 決算審査
- 7日 第15回四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会 (香川県)
- 11日 阿佐東線連絡協議会総会
- ” 例月出納検査 (平成27年7月分)
- 12日 野根地区納涼祭
- 20日 安芸市町村圏事務組合決算監査 (安芸市)
- 27日 町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会 (高知市)
- 30日 防災訓練
- 31日 決算審査総括

